



政治参加システムの改革が

東京都も、都内の特別区も「地方」である。地方自治とは、地方にあって住民が団体を作って自ら治めることであり、そのことに関する法を「地方自治法」という。国家が面積からみてあまりにも小さければ、地方自治法はまず必要がない。「自治」という場合にも、もっとも重要で理想的な形は、自分たちで直接に身の回りのことを決定することである（直接民主制）。自己決定の理想形態はそうなのだが、実際には生活が広域化し、住民も忙しいからこれは無理である。そこで、住民の代表を通じて自治を行うことになる（代議民主制）。

地方自治法という語を使ったが、実は二つの用法がある。国会が定めた「地方自治法」という名称の法律をここでは形式的意味での地方自治法と称し、カッコを付けて「地方自治法」と表記することにしよう。こ

AERA Mook『法律学がわかる。』（朝日新聞社、1996年10月）98頁

1994年に衆参両議院で地方分権推進決議が行われ、いかんともし難い東京一極集中と全国各地の衰退になんとか歯止めをかけようと、1995年からおおむね各党一致で、地方自治の大改革政策が始まった。前哨戦はもちろんあった。そして、2000年4月1日施行の地方分権推進一括法により、日本の地方自治は一新するはずであった。2020年末に、この稿を書いているが、今、なぜか東京一極集中が問題とされている。「東京」も、単にひとつの「地方」に過ぎないはずである。しかし、首都圏に住む著名人・研究者・芸能人などほとんどが、「地方に行く」という。「この「おごり」の気持ちはどこからくるのであろうか。依頼原稿の冒頭に正論を書いたので、約10年間で、15年間は、インターネット上で、「魚拓」として扱われていた。